

特定非営利活動法人ゆりかごネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆりかごネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県東近江市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスの提供に関する事業等を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業
 - ② 介護教室、ホームヘルパー研修等、地域の教育研修事業
 - ③ 会報及び出版物の発行
 - ④ デイサービス事業
 - ⑤ 介護用品の普及事業
 - ⑥ 健康等に関する相談事業
 - ⑦ 幼児の保育事業

- ⑧ 学童保育事業
- ⑨ コミュニティレストランの運営事業
- ⑩ ミニ宅老所（介護者の急病や慶弔時等）事業
- ⑪ 情報フォーラム事業
- ⑫ 地域の人々のふれあいの場を設ける事業

(2) その他の事業

- ①バザーその他物品販売の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費及び拠出金品の不返還)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会及び除名)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
- 理事長 1名
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事長等の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期及び欠員補充等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められたとき

(報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(総会の構成及び種別)

第18条 総会はこの法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第19条 総会は、法令又はこの定款に定めるものの他、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任

(6) その他理事会において事務処理上重要であると認め付議された事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会における議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第23条、第24条第2項、第26条第1項第2号、第40条、第41条第2項、第42条及び第43条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 役員の職務及び報酬
 - (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第14条第5項の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席した時は、その理事会において出席理事のうちから選任する。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所
(2) 理事現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
(3) 審議事項
(4) 審議の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議事及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品及び助成金
(2) 会費
(3) 事業に伴う収益

- (4) 資産から生ずる収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利収支に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算並びに事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。

- 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。
- 3 この法人の決算に関する書類は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、監査報告書を添えて、総会の承認を受けなければならない。
- 4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の過半数の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併又は破産による解散をのぞく。）したときに有する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人又は公益法人並びに法人が属する地方公共団体の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人又は地方公共団体に寄付するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 雜則

(公告)

第45条 この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄の公告）に掲載して行う。

(委任)

第46条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成15年12月24日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

理事長	小島智津子
副理事長	西原満美子
理事	武久十四男
理事	山本 良男
監事	西村 和男

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び收支予算は、第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
一律 会費年額 1000円
- 6 この法人の設立当初の事務所は次の住所とする。

滋賀県八日市市中野町733番地の1

附 則

この定款は、滋賀県知事の認証を受けた日（平成17年7月4日）から施行する。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認証を受けた日（平成25年 月 日）から施行する。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認証を受けた日（平成30年 月 日）から施行する。